

人権擁護委員に
森田康大さん

森田康大さんが1月1日付けで、引き続き法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、人権相談や人権の考えを広める活動をしている民間ボランティアです。

市では、6人の人権擁護委員を人権の上相談員に委嘱し、人権思想の啓発活動、家庭の悩み、いじめや差別など日常生活における人権の上相談を行っています。

▽問合せ 市民課市民相談窓口 係

総合教育会議の開催

「コロナ禍における学校教育について」などを議題として開催します。

▽日時 2月12日(金)午後2時から

▽場所 市役所5階503会議室

※傍聴を希望する方は、午後1時40分までにお越しください。当日は検温、マスク着用をお願いします。

※過去の資料などは、市ホームページでご覧いただけます。

市議会本会議の様様を
インターネット(録画)で
配信中!

12月定例会議の本会議の様様を配信中です。市ホームページの「市議会」から「本会議録画中継」を検索してご覧ください。スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけます。

▽問合せ 議会事務局

民生委員・児童委員が
委嘱されました

中嶋朋子さんが1月1日付けで、新たに民生委員・児童委員として厚生労働大臣から委嘱されました。

●中嶋朋子さん：高尾地区担当 (☎596・3199)

※民生委員・児童委員は、市民と行政をつなぐパイプ役として、福祉に関するいろいろな相談やお手伝いを行っています。また、いじめや児童虐待の問題など、子育て支援に関することにも取り組んでいます。委員の自宅には「東京都民生委員・児童委員」の門標が掲げてあります。気軽に相談してください。相談内容の秘密は厳守します。

▽問合せ 福祉総務課福祉総務係(直通518・7250)

税制改正のお知らせ



1月1日号でお知らせしました確定申告、住民税申告に適用される主な税制改正の内容です。申告書作成の際は注意してください。その他、詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。

ひとり親世帯の課税見直し

性別や婚姻歴の有無に関わらず、生計を同じとする子を扶養



あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)

高齢者施策に関する基本的な目標を設定し、取り組むべき施策全般を定め、要支援・要介護認定者や介護サービス量、介護保険事業量などの見込みを定めます。

▽募集期間 1月20日(水)～2月2日(火)

▽計画(案)の閲覧場所 高齢者支援課、情報公開コーナー(市役所4階)、五日市出張所、中央公民館、各図書館、市ホームページ

▽意見の提出方法 A4用紙などに、意見、住所、氏名、電話番号を記入の上、送付、直接提出、ファックス、電子

メールのいずれかの方法で提出してください。
▽提出・問合せ 高齢者支援課介護保険係(〒197-0814 二宮350、直通558・1969、☎58・1172、☎050301@akiruno-info.tokyo.jp)

どに、意見、住所、氏名、電話番号を記入の上、送付、直接提出、ファックス、電子メールのいずれかの方法で提出してください。
▽提出・問合せ 障がい者支援課障がい者相談係(〒197-0814 二宮350、直通558・1115、☎558・1170、☎050202@akiruno-info.tokyo.jp)

▽意見の提出方法など A4用紙などに、意見、住所、氏名、電話番号を記入の上、送付、直接提出、ファックス、電子メールのいずれかの方法で提出してください。
▽提出・問合せ 都市計画課住宅係(〒197-0814 二宮350、直通558・2026、☎558・1179、☎060101@akiruno-info.tokyo.jp)

▽募集期間 1月20日(水)～2月2日(火)
▽計画(案)の閲覧場所 管理課下水道係、情報公開コーナー(市役所4階)、五日市出張所、中央公民館、各図書館、市ホームページ

あきる野市障がい者福祉計画(案)

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定するもので、障がい者福祉施策に関する基本的な方向性と具体的な施策、障害福祉サービスなどの今後3年間の見込み量や提供体制の確保に向けた取組などを定めます。

▽募集期間 1月20日(水)～2月2日(火)

▽計画(案)の閲覧場所 障がい者支援課、情報公開コーナー(市役所4階)、五日市出張所、中央公民館、各図書館、市ホームページ

▽意見の提出方法 A4用紙などに、意見、住所、氏名、電話番号を記入の上、送付、直接提出、ファックス、電子

あきる野市営住宅ストック総合活用計画(あきる野市営住宅長寿命化計画)(案)

市では、市営住宅を将来にわたり適正に確保するため、財政負担の軽減や事業の平準化についても検討した上で今後の方向性を検討し、計画的な修繕や適切な改善を実施することで、市営住宅の質の向上や長寿命化を図ることを目的に策定するものです。

▽募集期間 1月29日(金)まで

▽計画(案)の閲覧場所 都市計画課、情報公開コーナー(市役所4階)、五日市出張所、中央公民館、各図書館、市ホームページ

▽意見の提出方法など A4用紙などに、意見、住所、氏名、電話番号を記入の上、送付、直接提出、ファックス、電子

あきる野市下水道事業経営戦略(案)

下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増す状況にあり、人口減少社会の到来などによる使用料収入の減収、整備した施設を維持するために必要な維持管理費の増加、今後見込まれる老朽化施設の改築更新費用の増加などの課題があげられます。このような状況の中、将来にわたり継続的かつ安定的な事業運営を行う必要があることから、中長期的な視点に立った経営基盤の確立が必要であるため、令和3年度を始期とする「あきる野市下水道事業経営戦略」を策定します。

●直接提出の方：土曜・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

●口頭での意見(電話、窓口)は受け付けません。
●提出された意見は、個人を特定できないように編集し、概要などを公表します。個別に回答はしません。

▽提出・問合せ 管理課下水道係(〒197-0814 二宮350、直通558・2054、☎558・1179、☎060701@akiruno-info.tokyo.jp)

公的年金等控除
収入1千万円以上の
場合の上限引き下げ

偶者、扶養親族とするための要件として、合計所得金額が10万円引き上げられ、48万円以下となります。

給与所得控除・公的年金
等控除から基礎控除への
振り替え

給与所得控除額と公的年金等控除額を10万円引き下げ、基礎控除額を10万円引き上げます。

給与所得控除
収入850万円以上の
場合の上限引き下げ

給与等収入額が850万円を超える場合は、給与所得控除の上限額を195万円に引き下げます。

公的年金等収入以外の所得金額が1千万円を超える場合、さら
に一律10万円引き下げます。

公的年金等収入以外の所得金額が1千万円を超える場合は、さら

家屋を新築・増築、
取り壊された方へ

令和2年中に新築・増築した家屋は、固定資産税と都市計画税(市街化区域内に限る)の対象です。また、令和3年度から課税されなくなります。

家屋を新築・増築して市の家屋調査がまだ終了していない方や、家屋を取り壊した方は、連絡してください。

▽問合せ 課税課家屋資産税係

558・1682)